



# SSC通信

第3号 平成20年9月25日発行

発行 小林市スクールサポートセンター

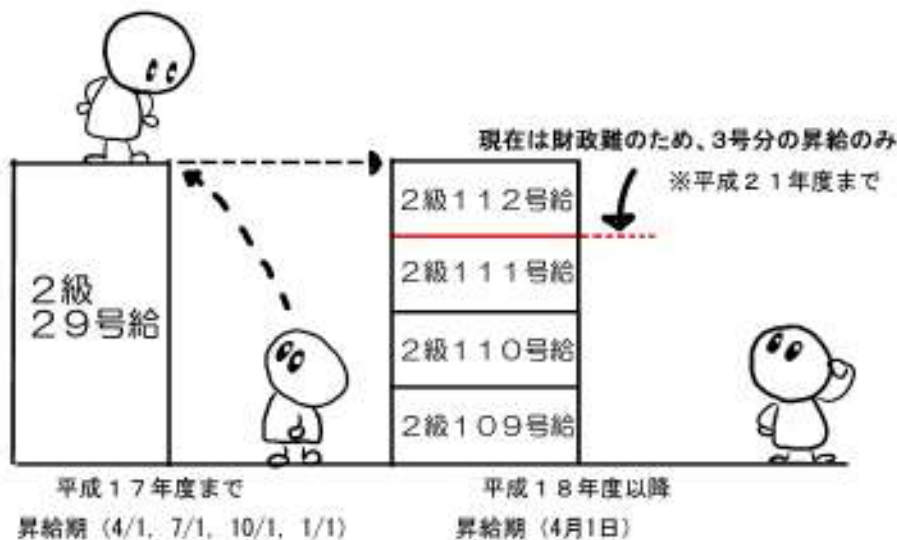
住所 小林市大字細野184番地1 小林小学校内

TEL 0984-23-3516 FAX 0984-23-3576

今回は給与関係の疑問にお答えします。

Q 給与の号給が急に増えましたが、どうしてですか。

A 平成18年4月に給与改正が実施され、図のとおり、以前の1号分が、更に4段階に細分化されました。勤務成績が良好でない者は、以前は昇給時期を遅らせていましたが、昇給号数を減らすことで調整されるようになりました。



Q 給与明細に「保障額」という項目がありますが、どういうことですか。

A 図のとおり、給料表の水準を平均約5%引下げましたが、年収が減額されないよう、経過措置として差額分が「保障額」として支給されています。



## お知らせコーナー

視聴覚機器リサイクルシステム推進事業の途中経過を報告します。不具合機器54台中36台が修理可能です。耐用年数等を勘案して、リサイクルしていきます。

SSCが宮崎県教育委員会の平成20年度教育功労者(団体の部)として表彰されることとなりました。これも、市内の教職員の皆様のご理解とご協力のお陰です。感謝

## 給与明細表の内容をチェックしてみましょう！

| 職員番号    | 氏名      | 給料表    | 級      | 号給      | 給料      | 保障額    | 料給計    | 調整額    | 教職調整額 |
|---------|---------|--------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 123456  | 〇〇△△    | □□     |        |         |         |        |        |        | ①     |
| 管理職手当   | 初任給調整手当 | 扶養手当   | 地域手当   | 住居手当    | 通勤手当    | 単身赴任手当 | 月額特勤手当 | 日額特勤手当 |       |
| ②       |         | ③      |        | ④       | ⑤       | ⑥      |        | ⑦      |       |
| 特勤勤務手当  | へき地手当   | 定通手当   | 産業教育手当 | 農改手当    | 時間外手当   | 休日勤務手当 | 夜間勤務手当 | 宿日直手当  |       |
| ⑧       | ⑨       |        |        |         | ⑩       |        |        |        |       |
| 管理職特別手当 | 期末手当    | 勤勉手当   | 義務特手当  | 公営企業手当  | 減(給)額   |        |        |        | 総支給額  |
|         |         |        | ⑪      |         |         |        |        |        |       |
| 課税対象支給額 | 所得税     | 住民税    | 共済短期掛金 | 共済介護掛金  | 共済長期掛金  | 共済特別掛金 | 健康保険掛金 | 介護保険掛金 |       |
|         |         |        | 1      | 2       | 3       |        | 4      | 5      |       |
| 厚生年金掛金  | 特別健保掛金  | 特別厚生掛金 | 雇用保険料  | 共済貸付償還金 | 共済物資返済金 | 財形貯蓄   | 財形年金   | 財形住宅   |       |
| 6       |         |        |        |         |         |        |        |        |       |
| 債権差押    | 総控除額    | 差引支給額  | A口座振込額 | B口座振込額  | C口座振込額  | 現金支給額  | その他控除額 | 本人受領額  |       |
|         |         |        |        |         |         |        |        |        |       |

| 明細項目     | 支給対象となる職員   |
|----------|---|
| ① 教職調整額  | 校長・教頭を除く義務教育諸学校の教育職員(時間外手当・休日勤務手当は支給されない)   |
| ② 管理職手当  | 校長・教頭・事務長   |
| ③ 扶養手当   | 扶養親族のいる職員   |
| ④ 住居手当   | 家賃を支払って居住している職員・自宅に居住して世帯主である職員   |
| ⑤ 通勤手当   | 自宅から勤務先まで2km以上の職員(徒歩を除く)  |
| ⑥ 単身赴任手当 | 異動に伴い配偶者と別居し、認定された職員  |
| ⑦ 日額特勤手当 | 著しく特殊な勤務に従事するときに支給される。<br>・教員特殊勤務(修学旅行・宿泊学習・部活動指導)<br>・教育業務連絡指導手当(学校の学級数に応じて対象となる主任)<br>・多学年学級担当手当(2学年以上の学級で編成された学級の担任) |
| ⑧ 特勤勤務手当 | 五ヶ瀬中等教育学校に勤務する職員  |
| ⑨ へき地手当  | へき地・へき地に準ずる学校に勤務する職員  |
| ⑩ 時間外手当  | 事務職員・学校栄養職員   |
| ⑪ 義務特手当  | 義務教育諸学校に勤務する教育職員  |

| 明細項目     | 1～3は正職員(共済組合)、4～6は臨時的任用職員(社会保険) |
|----------|---------------------------------|
| 1 共済短期掛金 | 共済の短期給付(病気・休業・災害等)に伴う掛金         |
| 2 共済介護掛金 | 介護保険料に相当し、40歳以上の職員が負担する掛金       |
| 3 共済長期掛金 | 共済の長期給付(年金)に伴う掛金                |
| 4 健康保険掛金 | 健康保険の給付に伴う掛金                    |
| 5 介護保険掛金 | 介護保険料の掛金                        |
| 6 厚生年金掛金 | 厚生年金の掛金                         |

控除される掛金は、県と折半後の金額です。